



各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス 代表者名 代表取締役社長 竹 内 透 (コード番号:8692 東証・大証 第1部) 問合せ先 聯端熱術質企爴発験 風 神 浩 三 (電話番号:03-3666-9169)

取締役、執行役員およびその他の役付従業員に対する ストック・オプション(募集新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社取締役会におきまして、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条第 1 項の規定に基づき、取締役、執行役員およびその他の役付従業員に対しストック・オプションとして発行する募集新株予約権の募集事項を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役、執行役員およびその他の役付従業員に対しストック・オプションとして募集新株予約権を 発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役、執行役員および役付従業員に対し、その職務の執行または遂行の対価として、金銭の払込みを要しない募集新株予約権を発行するものである。

- 2. 募集新株予約権発行の要領
- (1) 募集新株予約権の内容及び数
 - ア 募集新株予約権の内容
 - (ア) 募集新株予約権の目的である株式の数

募集新株予約権1個につき普通株式100株を発行するものとし、当社普通株式102,900株を 上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行うことにより募集新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める株式数の調整を行う。

(イ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権1個当たり、次により決定される1株当たりの払込金額に募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、募集新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が募集新株予約権を発行する日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、募集新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払 込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額=調整前払込金額×

(ウ) 募集新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月1日から平成23年7月30日まで

- (エ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項
 - ① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。
 - ② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記① 記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (オ) 募集新株予約権の譲渡制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(カ) 端数の処理

募集新株予約権を交付した募集新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、その端数は切り捨てるものとする。

(キ) 募集新株予約権証券

当社は、募集新株予約権者の請求あるときに限り、募集新株予約権証券を発行する。

- イ 募集新株予約権の数
 - 1,029 個を上限とする。

- (2) 募集新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) 募集新株予約権の割当日 平成18年8月1日
- (4) 募集新株予約権の割当てを受ける者 当社の取締役、執行役員およびその他の役付従業員
- (5) 募集新株予約権の権利行使の条件
 - ア 募集新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員およびその他の従業員の地位を保有していることを要する。ただし、取締役または執行役員を退任もしくは従業員を退職した場合は、その翌日から起算して6カ月間に限りその権利を行使することができる。
 - イ 募集新株予約権者が死亡した場合は、死亡後6カ月間に限り、相続人がその権利を行使することができる。
 - ウ 募集新株予約権者は、付与された権利の譲渡、質入その他処分をすることができない。
 - エ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、執行役員およびその他 の従業員との間で締結する募集新株予約権割当契約に定めるところによる。

以 上